

刑事損害賠償命令事件の対象罪名別・終局区分別・手続代理人の有無別終局件数(地裁)

①刑事損害賠償命令事件の対象罪名別終局件数

(地裁)

区分	年次	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数		162	239	237	246
刑法犯総数		162	239	237	246
わいせつ、姦淫の罪		59	78	85	85
殺人の罪		15	44	38	41
傷害の罪		72	83	95	106
強盗致死傷の罪		13	30	15	10
その他刑法犯		3	4	4	4
特別法犯総数		-	-	-	-

- (注) 1 刑事損害賠償命令事件票による件数建てである。
2 対象罪名が複数ある場合には、法定刑の重い罪名に基づいて計上した。

②刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

(地裁)

区分	年次	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数		162	239	237	246
認容・決定書によるもの (法26条1項)		69	121	128	123
認容・口頭告知によるもの (法26条4項)		2	4	2	7
棄却・決定書によるもの (法26条1項)		-	-	2	-
却下・法21条1項1号によるもの		-	1	-	2
却下・法21条1項3号によるもの		1	-	7	2
終了・法32条1項によるもの		16	25	26	23
終了・法32条2項1号によるもの		-	-	-	1
終了・法32条2項2号によるもの		5	5	4	6
決定・その他		1	-	1	-
和解		30	47	37	43
放棄		1	-	-	-
認諾		7	10	5	13
取下げ		30	24	24	25
その他		-	2	1	1

- (注) 1 刑事損害賠償命令事件票による件数建てである。
2 「法」とは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」をいう。
3 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。
4 「その他」は、犯罪被害者保護法19条により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがないために事件が終局したものなどである。

③刑事損害賠償命令事件の手續代理人の有無別終局件数

(地裁)

区分	年次	平成 2 1 年		平成 2 2 年		平成 2 3 年		平成 2 4 年	
			構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
総数		162	100.0	239	100.0	237	100.0	246	100.0
双方に手續代理人あり		72	44.4	129	54.0	142	59.9	154	62.6
申立人側のみ手續代理人あり		64	39.5	76	31.8	80	33.8	69	28.0
相手側のみ手續代理人あり		7	4.3	12	5.0	8	3.4	5	2.0
双方とも手續代理人なし		19	11.7	22	9.2	7	3.0	18	7.3

(注) 刑事損害賠償命令事件票による件数建てである。